

(仮称) 伊丹市鴻池計画に係る環境影響評価概要書に対する伊丹市環境審議会および伊丹市環境審議会専門委員会での主な意見および答申案

令和3年8月10日に開催した令和3年度第2回伊丹市環境審議会および令和3年9月1日に開催した令和3年度第2回伊丹市環境審議会専門委員会（書面開催）および令和3年10月25日に開催した令和3年度第3回伊丹市環境審議会専門委員会での意見を踏まえた答申案を下表に取りまとめた。

環境項目等	No.	議事録等			第2回伊丹市環境審議会および 第2回、第3回伊丹市環境審議会専門委員会での主な意見	答申案
		審議会 参考資料2	委員会 参考資料3	委員会 参考資料5		
全般事項 交通	1	P4			1. 物流施設を評価するためのデータが記載されていない。具体的には1-4頁の図1.2-3にトラックバース38台と書かれているが、時間帯でどれくらいのトラックが出入りするのかわかるのか。また1日のトラックの発生交通量はどれくらいか。	<ul style="list-style-type: none"> 住居地域と隣接している等物流施設の特性を踏まえた環境影響評価とするために、施設の運営形態や時間帯ごとに想定される車両の出入り台数、一日のトラック発生交通量等の適切な資料を環境影響評価準備書に記載するとともに、適切な調査、予測及び評価を行うこと。 事業計画地周辺の状況を鑑み、工事中及び施設供用後における、具体的な交通安全対策について、環境影響評価準備書に記載すること。なお、ガードマンの配置についても検討すること。
	2		No. 12 (2)		2. 概要書の不備が指摘されている。交通量の不記載に関しては、「想定交通量の推計に関する資料」が提出された。環境影響評価には極めて重要な基本データであり準備書には記載する必要がある。	
	3		No. 12		3. 本事業は物流施設に関する事業であるが、本概要書は、物流施設の詳細が記載されておらず、非常に不十分な概要書と考えざるを得ない。なお、この概要書は、当該施設が、例えば製造業の工場に関するアセスメント文書のように感じられる。物流施設としての特性を念頭に置いた概要書とすべきである。	
	4		No. 13 (2)		4. 「物流施設はテナントに貸すことを前提としている」という運営方法が初めて示された。このことはアセスメントを行う上で重要な事項であり、概要書に最初から明記すべきであったと思われる。テナントの意向によって具体的にどのような運営形態になるのかわからないということであるが、それでは環境影響評価が実施できない。準備書における交通量推定は、運営形態を考慮して、適正に行うべきである。	
	5		No. 1		5. 交通安全対策としてガードマンの配置は考えていないのか。通学時間帯や物流センターへのトラックの出入りが多い時間帯などについては、供用後の実態を調べ必要であればガードマンを配置することが望まれる。	

環境項目等	No.	議事録等			第2回伊丹市環境審議会および 第2回、第3回伊丹市環境審議会専門委員会での主な意見	答申案
		審議会	委員会	委員会		
		参考資料2	参考資料3	参考資料5		
全般事項 その他	6		No. 17		1. 住民意見にもある通り、近隣に住居がたくさんあること、24時間稼働を前提としていることから、景観、騒音・振動など様々な影響が懸念される。資料7の事業者見解に明記してあるように、住民の方の意見を伺いながら、対応できるものについては誠意をもって対応し、地域環境に配慮した施設整備に努めてほしい。伊丹市が同様の事例を調べた結果(資料8)などを踏まえて、「ベスト追求型」の環境影響評価を行ってほしい。	・工事中及び施設供用後の環境の変化について、住民の理解・納得を得られるよう、影響を受けると想定される住民に対し、事業の実施に先立って十分な説明を行うこと。
	7		No. 18		2. 物流施設の他市事例の伊丹市調査結果のうち参考となる審議会意見を取り入れるべきである。 交通安全対策として、運転者に対しては必要な情報を周知させ守らせて、周辺住民に対しては交通の環境変化について理解・納得を得られるように必要な情報を事前に公開・周知させて、安全を確保すべきである。同様に、景観に関しても、周辺住民に対して環境の変化について理解・納得を得られるように、必要な情報を事前公開し、周知させるべきである。工事中及び供用後のための事業者による住民相談窓口を設け、その存在を周辺住民に周知させる。問題が発生した場合は、事業者は対策について住民と協議し誠実に対応することを明言すべきである。これらは、交通の安全や景観の向上、騒音、排ガス、早朝深夜の照明被害の防止等に資すると思慮する。	・工事中及び施設供用後における事業者による住民相談窓口等を設け、十分に周知するとともに、問題が発生した場合には、住民との協議や対策等の対応について具体的に環境影響評価準備書に記載すること。
	8		No. 18 (2)		3. 「工事中及び供用後のための事業者による住民相談窓口を設け、その存在を周辺住民に周知させ、問題が発生した場合は、事業者は対策について住民と協議し誠実に対応することを明言すべきである。」という意見に対し、事業者回答では、「問題が発生した場合は、」とし、事前に相談窓口を設けたり、誠実に対応することを前もって明言表示することについて触れておらず、どちらの意見にも消極的な姿勢を感じる。問題が発生したら責任をもって速やかに対応できるように、対応する相談窓口を明らかにして周知させ、問題が発生した場合は住民と協議して誠実に対応することを前もって明言しておけば、住民の安心と信頼を得られることになる。それが事業者のためにもなると思慮するので、再考されたい。	

環境項目等	No.	議事録等			第2回伊丹市環境審議会および 第2回、第3回伊丹市環境審議会専門委員会での主な意見	答申案
		審議会	委員会	委員会		
		参考資料2	参考資料3	参考資料5		
全般事項	その他	9		No. 7	4. 本物流倉庫は入居するテナントが利用する方式で運用されていくとのこと。管理者である三菱地所株式会社ならびにテナントが協力し、騒音・振動防止や交通安全対策など、地域住民の安全と環境保全に取り組むことが望まれる。	<ul style="list-style-type: none"> 工事用車両及び施設関連車両の運転者に対し、走行ルート上の事故多発箇所、利用経路等を周知し、通学児童、歩行者、自転車、一般車両等の安全対策について具体的に環境影響評価準備書に記載すること。 住居地域と隣接している周辺環境や、運営形態・事業規模が類似している事例を事業者において十分に調査し、当該調査結果及び有効な環境保全措置について環境影響評価準備書に反映すること。
		10		No. 8	5. 住宅地の中に建設されるものであることから、住民の不安が大きく、また周辺に学校が存在することから、交通状況が市民生活に与える影響が大きい。 伊丹市では自転車走行も多く、これ以上車両の通行が増加すると歩行者にとって大変歩きにくくなる。アセスの手順ばかりに従うのみでなく、現地状況を具体的に把握すべきである。	
		11		No. 2	6. 伊丹市の行った物流施設に対する事例調査結果は、交通（4件）、景観（8件）はいずれも重要な提言であり、概要書の作成、またその後の環境影響評価準備書の作成においても十分考慮すべきである。	
		12		No. 9	7. これまでの類似施設を参考に予測することになっているが、施設規模や走行台数などのみでなく、学校、住宅が周辺にある過去の例を参考にして、どのような問題が発生したかを調査し、周辺住民への不安に対応すべき。	
		13			P1	
個別事項	大気汚染	14			(意見なし)	(意見なし)
	水質汚濁	15			(意見なし)	(意見なし)
	土壌汚染	16	P3		1. 2008年に日本板硝子の垂井事業所の地下水から基準値以上のトリクロロエチレンが出た事例があるので、場所は違うが同じ薬剤を使用している可能性があるため、調査していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染対策法における特定有害物質については、土壌汚染対策法および兵庫県の指導に基づき適切に調査・対応すること。

環境項目等	No.	議事録等			第2回伊丹市環境審議会および 第2回、第3回伊丹市環境審議会専門委員会での主な意見	答申案	
		審議会	委員会	委員会			
		参考資料2	参考資料3	参考資料5			
個別事項	騒音	17	P5		1. 4-17頁について、24時間稼働とのことなので、騒音と振動は特に夜間は影響が懸念される。図4.10-1で住宅はどの部分か、また最も影響が懸念される住宅はどこか。北側は住宅がないため評価の対象としていないようにも見えるが、対象地域をどのように選定しているのか。	<ul style="list-style-type: none"> 住居地域と隣接していることや24時間稼働を想定していることから騒音・振動・低周波音に対する環境保全目標の設定及び環境保全措置については特段の配慮をすること。 騒音・振動・低周波音について施設の運営形態・稼働時間を踏まえた適切な調査地点を選定するとともに、当該調査結果に基づき適切な予測及び評価を行うこと。 	
	振動	18	P5-6		2. 図面を見せていただいたところ、東側の住居がおそらく一番影響を受けると考えられる。南側を意識されているが、そこは建物と近いだけであり、事業計画地内の駐車場は反対側となる。東側の住居は事業計画地内の駐車場やトラックバスに面することになる。トラックが夜間に出入りし、バックするときはかなり大きな音が発生することが想定され、東側の住居に影響するのではないかと思われる。東側の測定点を追加すべきである。事業計画地の北東の角周辺が調査点として必要ではないか。		
	低周波音	19		No. 12 (2)	3. 平日の平均入庫台数は245台/日で、時間別入庫台数は早朝4時頃に21台/時で最大となると想定されており、周辺住民への騒音、振動に十分配慮する必要がある。		
		20		No. 21	4. 騒音について、事業計画地の東側に調査地点が1地点追加されているが、これは、振動や低周波音についても同様に追加されたという理解でよいのか。3ページの図からはそう読み取れるが、資料のタイトルや1ページの説明は「騒音」だけになっている。騒音だけではなく、振動、低周波音についても、調査地点の追加を検討すべきと考える。		
		21			P3		5. 計画地は準工業地域、隣接地域が住居地域となる。用途地域によって評価するレベルが異なってくるという指摘があったように、敷地境界の外側への配慮が大切になってくると考える。
	地盤沈下	22				(意見なし)	(意見なし)
	悪臭	23				(意見なし)	(意見なし)
	日照障害	24				(意見なし)	(意見なし)

環境項目等	No.	議事録等			第2回伊丹市環境審議会および 第2回、第3回伊丹市環境審議会専門委員会での主な意見	答申案
		審議会 参考資料2	委員会 参考資料3	委員会 参考資料5		
電波 障害	25				(意見なし)	(意見なし)
廃棄 物	26				(意見なし)	(意見なし)
個別 事項 景観	27	P4			1. 4-14 頁の眺望点からのフォトモンタージュを作るのはありがたいが、箇所数が2～3というのは眺望点数が少なすぎて評価できないと思う。現地を見た感じだと、近景は道路からの景観と西・東・南からの住宅地からの景観、それだけでも6～7地点はフォトモンタージュを作ってほしい。中景は昆陽池公園や瑞ヶ池公園からの景観、昆陽池公園については池の南側の野鳥の観察地点からだ冬に落葉したときに見えるかもしれない。また、昆虫館等の少し高いところから見たらかなり見えるのではないかと。遠景だと伊丹市役所の3階からでも建物が見える。また6階からだ昆陽池公園の緑と山並みとの間に巨大な建物が見えるという状態になると思う。なので、近景・中景・遠景と分けて、それぞれかなり箇所数を増やしたうえで資料を作ってほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・住居地域と隣接していることや、計画されている施設の規模を鑑み、景観に対する環境保全目標の設定及び環境保全措置については特段の配慮をすること。 ・景観調査地点（眺望点）について、計画建物が視認できるだけでなく、計画建物と周辺の状況がよくわかる十分な数の調査地点（眺望点）を選定すること。
	28		No. 27		2. 景観調査地点について、現地で計画建物の見え方を確認の上、計画建物と周辺の状況がよくわかる調査地点を選定していただきたい。	
	29		No. 27 (2)		3. 景観の調査地点について、現況調査は15地点の候補全てについて行い、供用時の予測では「頭番号が同じ調査地点のうち方向及び視認性等を考慮して、より適した地点を選定」とあるので、最低でも10地点、必要であれば最大15地点について行うということではよろしいか？その場合、供用時の予測に「10地点以上について行う」ということは明記していただきたい。 また、「方向及び視認性等を考慮して、より適した地点を選定する」とあるが、計画建物が視認できるだけでなく、計画建物と敷地周辺の状況がよくわかる、特に周辺環境への影響を確認できる調査地点を選定していただきたい。	

環境項目等	No.	議事録等			第2回伊丹市環境審議会および 第2回、第3回伊丹市環境審議会専門委員会での主な意見	答申案
		審議会 参考資料2	委員会 参考資料3	委員会 参考資料5		
個別事項	景観	30		P5	4. 事業者から提出されている回答等を見ると、高さが30mであるというところは書かれている。むしろ問題なのは高さ30mで長さが200mを超えるボリューム全体であると考え。その認識がないように回答を見ると感じられるため、その点はしっかりと答申書でも伝える必要があると考える。	
		31		No. 6	5. 高さ約30m、横幅約219mは住宅地に建設される建物としては、飛びぬけて大型の物流倉庫と考えられる。物流倉庫の性質から大部分は無機質的なコンクリートに囲まれた建物となり、周囲からの圧迫感は免れないと考えられる。伊丹市の景観に関する景観審議会やデザイン小委員会とも意見交換を重ねることを希望する。	<ul style="list-style-type: none"> • 建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周辺環境との調和を図ること。 • 敷地外周部の緑化における緑の高さ及び樹種の考慮による圧迫感軽減等による視覚的調和などの検討をすること。
		32	P3-4		6. 1-5 頁の図 1.2-5 を立面図としてあるが、この図は一般的には断面図である。立面図も付けてほしい。また、短手方向しかないので、断面図・立面図ともに長手方向も付けてほしい。現状では建物の形が正確にわからないので、評価ができない。	<ul style="list-style-type: none"> • 建物の短手及び長手方向からの断面図及び立面図を環境影響評価準備書に記載し、建物の形がわかるようにすること。
		33		No. 12 (2)	7. 施設完成予定図としては、寸法が記載された断面図、4(3)方向からの立面図を準備書に明示すること。	
	地球環境	34		P5	1. 世界的に地球温暖化対策への取り組みが求められていることから、地球温暖化防止に配慮すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> • 地球温暖化防止に配慮した具体的方法を環境影響評価準備書に記載すること。
	地象	35			(意見なし)	(意見なし)
	水象	36			(意見なし)	(意見なし)
	動・植物	37			(意見なし)	(意見なし)
	文化財	38			(意見なし)	(意見なし)